

監査委員公表第3号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を二宮町監査基準に準拠して執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和5年12月25日

二宮町監査委員 間中 晟
二宮町監査委員 善波 宣雄

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の実施日

令和5年10月18日（水）

3. 監査を行った監査委員

監査委員 間中 晟

監査委員 善波 宣雄

4. 監査対象とした部課等

ウッドチップセンター（都市部生活環境課）

ふたみ記念館（教育部生涯学習課）

5. 監査の範囲

令和5年度8月末における財務並びに事務の執行状況

6. 監査の実施内容

財務に関する事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼として、今年度の各施設の管理運営状況に対して、施設の維持管理が適正に実施されているか、利用者の増減傾向や使用料等の収入状況がどのようになっているか等、監査説明書による書面調査及び実地監査を実施するとともに、関係職員の説明を求めた。

7. 施設の概要

(1) ウッドチップセンター

家庭や公園などから排出される剪定枝をチップ化し、資源として発電燃料や堆肥原料にリサイクルする施設。

(2) ふたみ記念館

二見利節の作品を展示・保存し、町民文化の向上と豊かな地域社会の形成に寄与する施設。

8. 監査結果

ウッドチップセンターは稼働率の増加、ふたみ記念館は来館者の増加という目標を定め、設置目的に沿って管理運営されており、令和5年度予算の執行及び所管業務等財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められた。

以上